

# 佐賀市産業振興会館をご利用の方へ

## ▼ 使用料について

使用料は、前払いとなっております。必ず使用日の7日前までに納入し、金融機関から渡される領収書をご持参ください。

なお、ご利用者の都合でキャンセルされた場合、一度納入された使用料は、還付いたしませんのでご注意ください。

## ▼ 使用上の注意

- ① 利用される時間は、準備から後片付けまでを含む時間とします。
- ② 空調を利用される場合は、コインタイマーによる実費相当額の負担となります。領収書は発行できませんので予めご了承ください。
- ③ 使用後は清掃を行い、机等を元の場所に戻してください。
- ④ 館内は、火気の使用はできません。また、全館禁煙となっております。
- ⑤ 許可なく販売又は料金の徴収などを行わないでください。
- ⑥ 設備等を毀損、汚損した場合は、直ちに届出をし、市の指示に従ってください。
- ⑦ 駐車場の確保はできませんので、主催者で周辺施設（諸富文化体育館ハートフル）の駐車場等を確保し、参加者への案内をお願いします。
- ⑧ 会館の各部屋は、定員を超えての利用はできません。
- ⑨ 会館の電気容量は限られているため、消費電力の大きい電化製品の使用はご遠慮ください。